（取引情報蓄積機関による取引情報の保存）

第十条　［略］

２　取引情報蓄積機関は、第三条又は第七条の規定による取引情報の提供を受けた場合には、次条第一項の規定による提出の時までに、当該取引情報について前項に規定する事項に関する記録を作成し、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める日から五年間保存しなければならない。

［一～三　略］

［３・４　略］

（取引情報蓄積機関による取引情報の報告）

第十一条　［略］

［２・３　略］

４　法第百五十六条の六十五第三項に規定する内閣府令で定めるものは、インターネットを利用して、前条第一項に規定する事項を内容とする取引情報を金融庁長官が受信することができる方式のものであって、かつ、当該取引情報を金融庁長官が管理する電気通信設備の記録媒体に記録することができる措置とする。

５　取引情報蓄積機関は、前項の措置を講ずるときは、あらかじめ又は同時に、当該措置を講じる旨又は講じた旨を金融庁長官に電磁的方法により通知しなければならない。

（取引情報蓄積機関による取引情報の公表）

第十一条の二　法第百五十六条の六十六第一項で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　第六条第一項各号に掲げる取引に係る残高の合計及び取引件数の合計

二　取引情報作成対象業者の業種ごとの第六条第一項各号に掲げる取引に係る残高の合計及び取引件数の合計

三　金融商品取引清算機関等の第六条第一項各号に掲げる取引に係る残高の合計及び取引件数の合計

四　取引情報の対象となる取引の種類ごとの残高の合計及び取引件数の合計

五　その他取引の概要を明らかにするために必要な事項

２　取引情報蓄積機関は、前項に規定する事項を、毎月一回以上、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表しなければならない。

第十一条の三　［略］

（役員の兼職の制限）

第十三条　法第百五十六条の六十九に規定する内閣府令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一　金融商品取引清算機関等である法人

二　［略］

三　外国の法令上前二号に掲げる者に相当する者である法人

２　法第百五十六条の六十九に規定する内閣府令で定める事業は、金融商品取引業及び金融商品債務引受業とする。

（業務規程の記載事項）

第十九条　法第百五十六条の七十四第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

［一～三　略］

四　取引情報の公表に関する事項

五・六　［略］

（取引情報蓄積機関による取引情報の保存）

第十条　［同上］

２　取引情報蓄積機関は、前条の規定による取引情報の提供を受けた場合には、次条第一項の規定による提出の時までに、当該取引情報について前項に規定する事項に関する記録を作成し、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める日から五年間保存しなければならない。

［一～三　同上］

［３・４　同上］

（取引情報蓄積機関による取引情報の報告）

第十一条　［同上］

［２・３　同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

［条を加える。］

第十一条の二　［同上］

（役員の兼職の制限）

第十三条　［同上］

［号を加える。］

一　［同上］

二　外国の法令上前号に掲げる者に相当する者である法人

２　法第百五十六条の六十九に規定する内閣府令で定める事業は、金融商品取引業とする。

（業務規程の記載事項）

第十九条　［同上］

［一～三　同上］

［号を加える。］

四・五　［同上］